

# 平成29年度「青森県特産品コンクール」実施要領

(主催：公益社団法人青森県物産振興協会)

## 1 開催趣旨

県産品の更なる振興と事業者育成支援の観点から、本県で加工されている食品・工芸品のレベルアップを図ることをねらいとして、「青森県特産品コンクール」を実施する。

## 2 【青森県特産品コンクール】について

### (1) 対象商品

食品（菓子を含む）及び工芸の2部門とし、以下の要件を満たすものとする。

#### ①食品（菓子を含む）部門

- ・県内で生産された農林水産物を主原料とした加工食品。
- ・地域の特別な生産、製造方法等により生産された食品で、本県のイメージを強調できるもの。

#### ②工芸部門

- ・伝統的な技術・技法や、その他の新技術を活かし、開発されたもの。

～条件～

- ◇3年以内に製品化された商品であること。
- ◇過去に農林水産大臣賞を受賞していないものであること。
- ◇食品表示法、薬事法、景品表示法、計量法、資源有効利用促進法等の関係諸法規に照らし、正しく表示されていること。

#### 【注意点】

- ◆出品は、1部門当たり1社（者）につき1点までです。

### (2) 出品資格者

原則として県内に住所又は主たる事業所を有する下記①～⑥のいずれかに該当する者とする。

- ①公益社団法人青森県物産振興協会会員
- ②食料品製造業を営む企業、個人又は農林水産加工グループ
- ③以下の法令に基づき、食品の製造・加工等に関する事業を行うもの
  - ア「中小企業等協同組合法」に基づく中小企業等協同組合
  - イ「中小企業団体の組織に関する法律」に基づく協業組合、商工組合もしくは商工組合連合会
  - ウ「水産業協同組合法」に基づく水産加工業協同組合もしくは水産加工業協同連合会
- ④森林組合法に基づき設立された組合
- ⑤農業協同組合法に基づき設立された組合
- ⑥民法に基づき設立された組合・法人

### 【注意点】

- ◆過去2か年にわたり、継続して表彰された品目を製造した企業や個人は応募対象外です。
- ◆過去に、企業として重大な指導や改善命令等を監督官庁より受けたことがある場合（例：食中毒を起こした等）は、審査対象外です。

### （3）審査基準

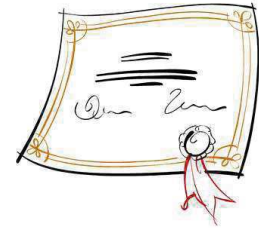
- ①地域の特性を生かして生産された食品であること。
- ②原料調達等の面で地域の発展・活性化に功績があると認められるもの。
- ③原料の加工利用法、開発商品の商品特性等が特に優れていると認められるもの。
- ④視覚的に優れており、かつ食味が優れていると認められるもの。
- ⑤表示・価格の適正なもの及び包装、包装デザイン等の優れているもの。
- ⑥商品開発後、当該商品の販売量・販売額が急速に伸びているもの。

### （4）賞の区分

- 青森県知事賞……………最大1点
- 青森県農林水産部長賞……………最大2点
- (公社)青森県物産振興協会会長賞……………最大4点

※受賞者に表彰状を授与する。

なお、食品に関しては、筆頭受賞商品を「平成29年度優良ふるさと食品中央コンクール（主催：一般財団法人食品産業センター）」に推薦する。



### （5）応募方法

応募に際しては、次の書類を揃えてお申し込みください。

- ①平成29年度青森県特産品コンクール出品申込書 【別紙1】

※食品（菓子を含む）においては、「食品表示の確認」の記載が必須ですので、別紙「食品表示相談先一覧」により、関係法令等について事前指導等を受けた上でお申し込みください。（相談に当たっては、最低1週間以上を見込んでください。）

- ②企業の概要が分かる資料(企業パンフレット、企業概要等)
- ③商品を説明するパンフレット
- ④平成29年度青森県特産品コンクールに係る調査票【別紙2】

## 3 審査会等について


審査時には、出品者本人によるプレゼンが必須です。

その際、審査員に試食させる場合は、別途調理室を用意していますので、各自で準備してください。



(1) 開催日・審査料等


審査日	平成29年7月24日(月)
会場	県民福祉プラザ(〒030-0822 青森市中央3丁目20-30) TEL:017-777-9191 ※周辺地図は最終ページに掲載
審査員	主催者が依頼する各分野の専門家
審査料	1,000円(税込) 【7月14日(金)までに下記の口座にお振込みください。】 ～振込先～ 青森銀行 県庁支店 普通口座 33654 シャ)アオモリブッサンシコウキョウカイ



(2) 応募商品搬入方法等

各出品者のタイムスケジュールは、後日お知らせします。

搬入日	平成29年7月24日(月)(審査日当日)
搬入方法	当日、お持ち込みください。
その他	ゴミ一切については、全て持ち帰りとなります。 試食準備で発生した生ごみ等も持ち帰ってください。



(3) 応募書類送付・問い合わせ先

〒030-0803 青森市安方1-1-40 青森県観光物産館7階

(公社)青森県物産振興協会 担当:総務部 秋元

TEL:017-777-4616 FAX:017-777-4620

ホームページアドレス : <http://www.aomori-bussan.or.jp/>

データ提出先(E-mail): [info@aomori-bussan.or.jp](mailto:info@aomori-bussan.or.jp)

**【申込書の提出期限】 平成29年6月28日(水) ※必着**

「応募用紙(チラシ裏面)」と「出品申込書(別紙1)」は違いますので、ご注意ください。



**所在地:** 〒030-0822

青森県青森市中央 3丁目 20-30

**TEL:** 017-732-1010

**FAX:** 017-732-1073

**バス停:** ●中央環状線「県民福祉プラザ前」下車

JR青森駅前4番乗り場より下記行きで15分

【市民病院線、横内環状線、問屋町行き、  
大野浜田環状線、朝日放送行き】

●「働く女性の家前」下車 徒歩1分

●国道4号線「市役所前」下車 徒歩15分「NTT前」下車 徒歩10分

※公共交通機関をご利用の上、ご来館ください。

ふりがな				
出品製品名				
申込者のプロフィール	ふりがな			
	企業名または団体名			
	所在地	〒		
	電話番号	F A X 番号		
	ふりがな	代表者役職名		
	代表者名			
	ふりがな	コンクール担当者		
	コンクール担当者名	部署名・役職名		
	担当者 E-mail			
設立年月日	年 月 日	資本金または出資金		
応募製品の概要	容量または重量	価格 / 単価		
	名称(食品表示上)	主な原材料		
	生産開始時期	年 月 日	最近1年間の当該	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
			製品の売上高	千円
	製品の保存方法	常温 ・ 冷蔵 ・ 冷凍 その他の注意 ( )		
当該製品の特徴と推荐理由	(当該商品の説明とその特徴等について、200字以内でご記入下さい。)			
食品表示の確認 (確認年月の記載)	食品表示法 (品質事項) ※JAS法関係	平成 年 月 確認機関名	薬事法 確認機関名	平成 年 月 確認機関名
	食品表示法 (衛生及び保健事項) ※食品衛生法、 健康増進法関係	平成 年 月 確認機関名	景品表示法 確認機関名	平成 年 月 確認機関名

出品製の概要

① 主要な原材料が全使用原材料中に占める割合は、何%ですか。

主要原材料名					
使用割合 (%)					

② 主要な原材料の最も多い調達先と使用量をご記入下さい。(ex. 生産農家、問屋、市場、海外等)  
また、主要原料の調達先が海外の場合は、全使用量のうちの使用割合をご記入下さい。

主要原料名					
調達先					
使用量 (t/年)					
使用割合 (%)					
※海外調達のみ記入					

③ 新製品等を開発したのはどこかに○印を付し、共同開発先又はその他の場合は具体的にご記入下さい。  
         自社                個人                共同 (共同開発先: \_\_\_\_\_ )  
         その他 ( \_\_\_\_\_ )

④ 開発された新製品にどのような新規性があるのか、また、それが従来の製法とどのように異なるのかを具体的にご記入下さい。

⑤ 主な販売先と全販売量に占める割合 (%) をご記入下さい。  
 (ex. 百貨店、スーパーマーケット、外食、問屋、ネット販売、宅配、学校給食、その他 (具体的に) )

販売先					
割合					

⑥ 販売戦略に関する取り組み内容 (包装、ネーミング、広告宣伝、販路開拓等) についてご記入下さい。

⑦ 過去に受賞した主な表彰等、コンクールの審査の参考となる事項についてご記入下さい。

⑧ その他特記事項

備考	
----	--

(添付書類等)

1. 企業の概要が分かる資料 (企業パンフレット、企業概要等) を添付すること。
2. その他製品を説明するパンフレット等があれば添付すること

## 平成29年度青森県特産品コンクールに係る調査票

ふりがな	
企業名または 団体名	

1. 直近5年間に下記事項に該当する違反行為がある場合は、その項目に○印を付すとともに時期、内容、結果についてご記入下さい。

1. 独占禁止法、不当景品類及び不当表示防止法、下請代金支払遅延防止法に関すること。
2. 食品衛生法に関すること。
3. 農林物資規格化及び品質表示適正化法（JAS法）に関すること。
4. 消費者安全法に関すること。
5. 労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法等の労働法規に関すること。
6. 公害防止、環境保全等の法規に関すること。
7. 租税の滞納、追徴金の賦課に関すること。
8. その他関係する法令に関すること。
9. その他

①時期：平成 年 月 日  
 ②内容：  
 ③結果：

2. 容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務履行について、いずれかにあてはまるものに○印を付して下さい。

ア. 当社は義務対象者であり、過去にわたり対象年度の再商品化委託料金を支払っています。

イ. 当社は過去にわたり小規模事業者であり、適用除外者です。

ウ. 当社は過去にわたり「ガラス製容器」、「PETボトル」、「紙製容器包装」、「プラスチック製容器包装」を用いた一般消費者向けの商品を製造（または輸入）、販売していません（他社への委託によるものを含む）。

適用除外者の範囲（事業年度ごとに判断して下さい。）

製造業等	各事業年度における ①常用使用する従業員数（パートも含む）が20人以下 かつ ②すべての事業の売上高の総額が2億4千万円以下
小売業・サービス業、卸売業	各事業年度における ①常用使用する従業員数（パートも含む）が5人以下 かつ ②各事業年度におけるすべての事業の売上高の総額が7千万円以下

なお、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務履行についての詳細は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のHP（<http://www.jcpra.or.jp/>）をご覧ください。

（提出された本調査票は、表彰者選考の目的に使用し返却はいたしません。）

（注）なお、本調査票に虚偽の記載があった場合には、表彰の対象とならない場合がありますので、十分注意して下さい。

## ○食品表示(パッケージ・パンフ等)相談先一覧 ※相談に当たっては、2週間以上を見込んでください。

法律名	目的	担当機関	連絡先
食品表示法(品質事項) ※旧JAS法関係	品質に関する適切な表示 消費者の商品選択に資するための情報提供	食の安全・安心推進課(青森県庁)	017-734-9351
		最寄りの地域県民局地域農林水産部	東青地域県民局 017-734-9961 中南地域県民局 0172-33-2902 三八地域県民局 0178-23-3794 西北地域県民局 0173-35-2345 上北地域県民局 0176-23-4281 下北地域県民局 0175-22-2685
食品表示法(衛生事項) ※食品衛生法関係	国民の健康保護、飲食による衛生上の 危惧発生の防止	最寄りの保健所	青森市保健所 017-743-6111 東地方保健所 017-734-5421 弘前保健所 0172-33-8521 八戸保健所 0178-27-5111(代表)
食品表示法(保健事項) ※健康増進法関係	健康及び体力の維持・向上に役立てる		五所川原保健所 0173-34-2108 上十三保健所 0176-23-4261 むつ保健所 0175-24-1231
薬事法	医薬品的表示広告の規制	医療薬務課(青森県庁)	017-734-9289
景品表示法	虚偽・誇大な表示の禁止	県民生活文化課(青森県庁)	017-734-9206

※他にも、関係する法律として計量法(内容量等の表示)や資源有効利用促進法(リサイクル法)などがあります。

市町村名	地域県民局地域農林水産部名	保健所名
青森市	東青地域県民局	青森市保健所
平内町、蓬田町、外ヶ浜町、今別町	東青地域県民局	東地方保健所
弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、(板柳町、)大鰐町、田舎館村、西目屋村	中南地域県民局(板柳町を除く)	(板柳町を含む)
八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村(、おいらせ町)	三八地域県民局(おいらせ町を除く)	八戸保健所(おいらせ町を含む)
五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町	西北地域県民局(板柳町を含む)	五所川原保健所
十和田市、三沢市、六ヶ所村、横浜町、野辺地町、東北町、七戸町、六戸町	上北地域県民局(おいらせ町を含む)	上十三保健所
むつ市、東通村、風間浦村、大間町、佐井村	下北地域県民局	むつ保健所

※訪問する場合は、事前に電話してください。